

議第4号

高島市保健センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
案

上記の議案を提出する。

令和5年2月21日

高島市長 福井正明

高島市保健センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する
条例

高島市保健センターの設置および管理に関する条例（平成17年高島市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第2条の表高島市朽木保健センターの項を削る。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。